

協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ東京支部からのお知らせ

協会けんぽTimes



令和6年 8月号

●職場の皆様で回覧をお願いします

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは

9月2日(月)から

「協会けんぽマイナンバー
専用ダイヤル」を開設します。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

開設時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)



※協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)をお願いします。

退職後や扶養から外れた後は保険証を使うことができません!!

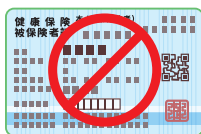
被保険者(ご本人)

❗️退職した翌日から使えません

被扶養者(ご家族)

❗️就職等により扶養から外れた当日から使えません

❗️被保険者(ご本人)が退職した翌日から使えません



こんな誤解にご注意ください!

- ・退職した月の月末まで使えるだろう
- ・新しい保険証が届くまで使えるだろう

退職者や扶養から外れた方が保険証を返却せず、医療機関で有効でない保険証を使用するケースがあり、本来協会けんぽが負担する必要のない医療費が年間約20億円発生しています。この医療費も皆様の保険料等から支払われることになり、健康保険料率の上昇にもつながりかねません。

退職者や扶養から外れた方の保険証の速やかな回収にご協力ください

事業主の方へ
お願い

- ・退職後や扶養から外れた後は保険証が使えないことを従業員の皆様に周知してください。
- ・資格喪失届や被扶養者異動届は退職日や扶養から外れた日から5日以内に届出ください。



返却先

日本年金機構(事務センターまたは管轄の年金事務所)

返却方法

〈郵送の場合〉資格喪失届・被扶養者異動届に保険証を添付

〈電子申請の場合〉「到達番号が確認できる画面」を印刷したものに保険証を添付

協会けんぽの生活習慣病予防健診を 利用されていない事業主の皆様へ

事業者健診結果データの提供をお願いします

協会けんぽに加入している加入者ご本人(被保険者)様で、事業者健診(定期健康診断)を受診された方の健診結果データの提供をお願いします。

(協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方はご提供いただく必要はありません。)

Q.1

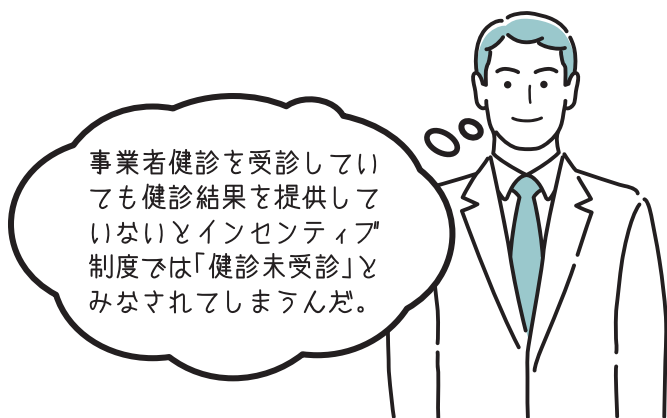
健診結果を提供することにメリットはあるの？

A.1

健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方には、**保健師・管理栄養士による特定保健指導を無料**でご利用いただけます。

さらに…

協会けんぽの健診受診率に加算されます。インセンティブ制度では、健診の受診率が高いほど、東京支部の保険料率を引き下げる方向に働きます。



Q.2

個人情報保護法の問題はないの？

A.2

事業者健診結果データを協会けんぽへ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康保険法」により義務付けられています。**事業主の皆様が責任を問われることはありません。**

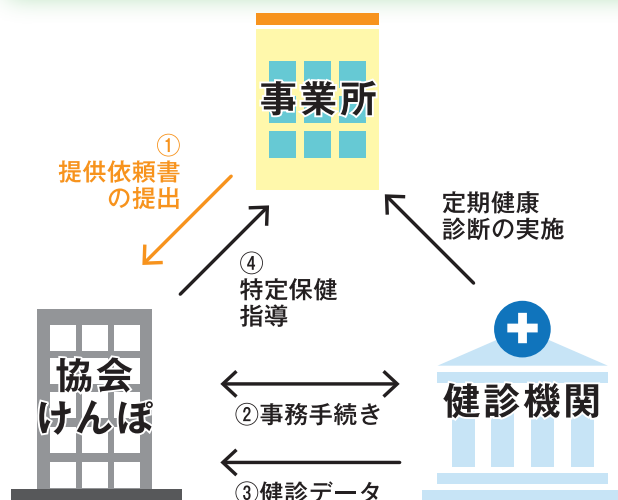
Q.3

データ提供までの流れは？

A.3

協会けんぽへ「**提供依頼書**」の提出をいただくだけです。(下図参照)

受診された健診機関よりデータ提供が困難な場合は、事業所様へ直接健診結果(紙)のコピーの提供をお願いします。



事業所と健診機関との間で「健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出する」旨を含んだ契約を交わすことにより、事業者健診結果データの提供をいただくことも可能です。

提供依頼書のダウンロード・事業者健診結果データの提供についての詳細はホームページをご覧ください。



発行元



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111(代表)

・電話でのお問い合わせの際は、お手元に保険証(記号・番号)をご準備ください。
・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください。

協会けんぽTimesの最新号は
協会けんぽのホームページでも
ご覧いただけます
毎月20日頃更新中!

令和6年8月号

